

誰もが孤立せずに支え合う、

思いやりに満ちた共生のまちづくり

第5期 地域福祉実践計画



令和元年6月

社会福祉法人 芽室町社会福祉協議会

【目 次】

はじめに	P 1
------------	-----

第1章 計画のねらい

1 計画策定の背景と意義	P 2
2 計画の位置づけ（芽室町地域福祉計画との関係）	P 2～3
3 計画の期間	P 3

第2章 計画基本の理念基本

1 基本理念	P 4
2 計画の基本目標	P 4
3 計画の体系図	P 5

第3章 実践計画の具体的な取り組み

1 基本目標1	P 6
2 基本億票2	P 7
3 基本目標3	P 7～8
4 基本目標4	P 9～10
5 基本目標5	P 10

資料編

資料編1	P 11～15
資料編2	P 16～17
資料編3	P 18～23

はじめに

昭和26年10月に社会福祉事業法制定に基づき設立し、昭和58年社会福祉法人芽室町社会福祉協議会として新たにスタート図り、誰もが安心して地域で暮らすことのできる“安心・安全・福祉のまちづくり”、地域福祉の実現を目指して参りました。

このたび、第5期「地域福祉実践計画」の作成にあたり、平成から令和と年号が変わり、新しい時代の始まりに、さらに地域福祉の充実を図るべき計画を、住民の皆様明らかにするものであります。

昭和60年度から平成29年度まで4期にわたる実践計画において、お互いを支え合う安心な地域福祉のまちづくりを実践して参りましたこの理念を継承しながら、住み慣れた地域で安心して暮らせる、住民一人ひとりが生きがいを持った、地域共生型のまちづくりを推進して参ります。

基本理念

誰もが孤立せずに支え合う、

思いやりに満ちた共生のまちづくり

基本目標

- 1 支えあいと助け合いの地域づくり
- 2 思いやりと優しさでつなぐ地域づくり
- 3 生活を支えるサービスが受けられる地域づくり
- 4 安心して暮らしていける地域づくり
- 5 地域福祉を支える強い社協づくり

当社協は今後4年間、この基本理念・目標達成のため、各事業の実現に向けて総力を挙げて、地域住民と共に関係機関・団体にこれまで以上のご理解、ご支援を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

令和元年6月
社会福祉法人 芽室町社会福祉協議会
会長 三寺 邦宏



第1章 計画のねらい

1 計画策定の背景と意義

過っては地域の総合扶助や家族同士の助け合い、地域・家庭・職場と生活の様々な場面において支え合いの機能が存在しました。

現状は、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という生活領域の支え合いの基盤が弱まっています。

人口減少は社会経済にも大きく影響し、耕作放棄地や、空き家、商店街の空き店舗など、様々な課題が顕在化し、社会保障や産業の領域を超えて地域社会全体を支えてゆくことが重要となっています。

制度・分野ごとの「縦割り」「支えて」「受けて」という関係を超えて、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会として、地域共生型のまちづくりの実現を目指して参ります。

この間、芽室町社会福祉協議会では昭和60年度第1期から、平成29年度までの第4期にわたって地域福祉実践計画を策定し、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図る団体」と位置づけられているとおり、その時代に即した福祉問題・課題に対して取り組んできました。

「第5期地域福祉実践計画」は「第4期芽室町福祉計画」の連継続を図りながら、「町民が安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現のために、芽室町社会福祉協議会理念そのものである生活支援体制整備事業の実施で、生活支援コーディネーターとしての活動を持って「生活支援コーディネーターが元気でないと、町が元気にならない」「芽室町社会福祉協議会が元気でなくては、町が元気なれない」という意識で、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域住民が思いやりと支え合う地域共生型のまちづくりの計画を策定します。

2 計画の位置づけ（芽室町地域福祉計画との関係）

芽室町が策定しました芽室町地域福祉計画は、地域福祉関連施策の推進と仕組みづくりを通じて、幅広い町民の主体的な参加と関係機関や行政の協働のもとに地域の福祉力を高め、「誰もが孤立せずに支え合う、思いやりで満たした共生のまちづくり」を推進しています。

この芽室町地域福祉計画と、芽室町社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」は理念を共有し、連携と協働を図りながら、地域の特性に合わせた地域福祉活動を展開します。

第5期「地域福祉実践計画」 ～芽室町社会福祉協議会～

地域共生型のまちづくりの実現

芽室町 ←← 協働・連携 →→ 芽室町社会福祉協議会

基本理念：誰もが孤立せずに支え合う、思いやりに満ちた共生のまちづくり

『第5期芽室町総合計画』

誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり

第4期芽室町地域福祉計画 ←→ 第5期地域福祉実践計画

- | | |
|-------------------------------------|-----------------------------|
| 1 住民の支え合いによる
地域福祉社会の推進 | 1 支えあいと助け合いの地域づくり |
| 2 必要な福祉サービスが適正な
タイミングで利用できる体制の整備 | 2 思いやりと優しさでつなぐ地域づくり |
| 3 地域で安全・安心に生活できる
環境整備 | 3 生活を支えるサービスが受けられる
地域づくり |
| | 4 安心して暮らしていける地域づくり |
| | 5 地域福祉を支える強い社協づくり |

健康づくり計画

高齢者促進福祉計画
介護保険事業計画

子ども・子育て支援計画

相談援助コーディネーター

障がい者福祉計画
障がい児福祉計画

成年後見人支援
日常生活自立支援

共生型施設「なごみ」の運営
介護事業の検証・実施

生活支援体制の整備・ボランティアセンター活動の充実

3 計画の期間

第5期地域福祉実践計画（令和元年～令和4年）

第4期地域福祉計画（平成31年～令和4年）

第2章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

「誰もが孤立せずに支え合う、思いやりに満ちた共生のまちづくり」

誰もがいつもまでも住み慣れた地域で安全で安心して生活を送ることを望んでいます。しかしながら、少子高齢化の進行、単身世帯や核家族化の増加などにより家族機能低下してきています。また、地域においては町民同士の地域連帯感の希薄化が指摘され、人と人とのつながりが薄れていく傾向にあります。

そのような状況下で、より一層将来への不安や生活のしづらさを感じるが増えてきました。

そうした中で、地域をとりまく福祉課題は社会的孤立をはじめとし、福祉課題が多様化・複合化しています。それに対応すべく住民一人ひとりをはじめ、関係する機関や団体、行政、社協がそれぞれ協働し、地域全体で取り組むことが必要となってきます。

このことを踏まえ、地域共生社会の実現にむけ町地域福祉計画と連動して、本実践計画を推進していきます。

2 計画の基本目標

基本理念を実現していくため、本計画では次の5つの目標を掲げます。

基本目標 1 支え合いと助け合いの地域づくり

町民一人ひとりが支え合い、助け合うためには地域福祉を理解し実践するためには福祉に関する啓発活動とその福祉意識の醸成に努めます。また、人と人とのつながりづくりを実践していきます。

基本目標 2 思いやりと優しさでつなぐ地域づくり

地域福祉を推進するための担い手としてボランティアの育成や活動の拠点づくり、小地域ネットワーク活動の充実を図ります。

基本目標 3 生活を支えるサービスが受けられる地域づくり

介護保険サービスの質の確保と安定的なサービス提供を行い、また生活支援体制整備事業を受託し、生活支援コーディネーターを配置し、新しい支え合いの仕組みづくりを実践します。

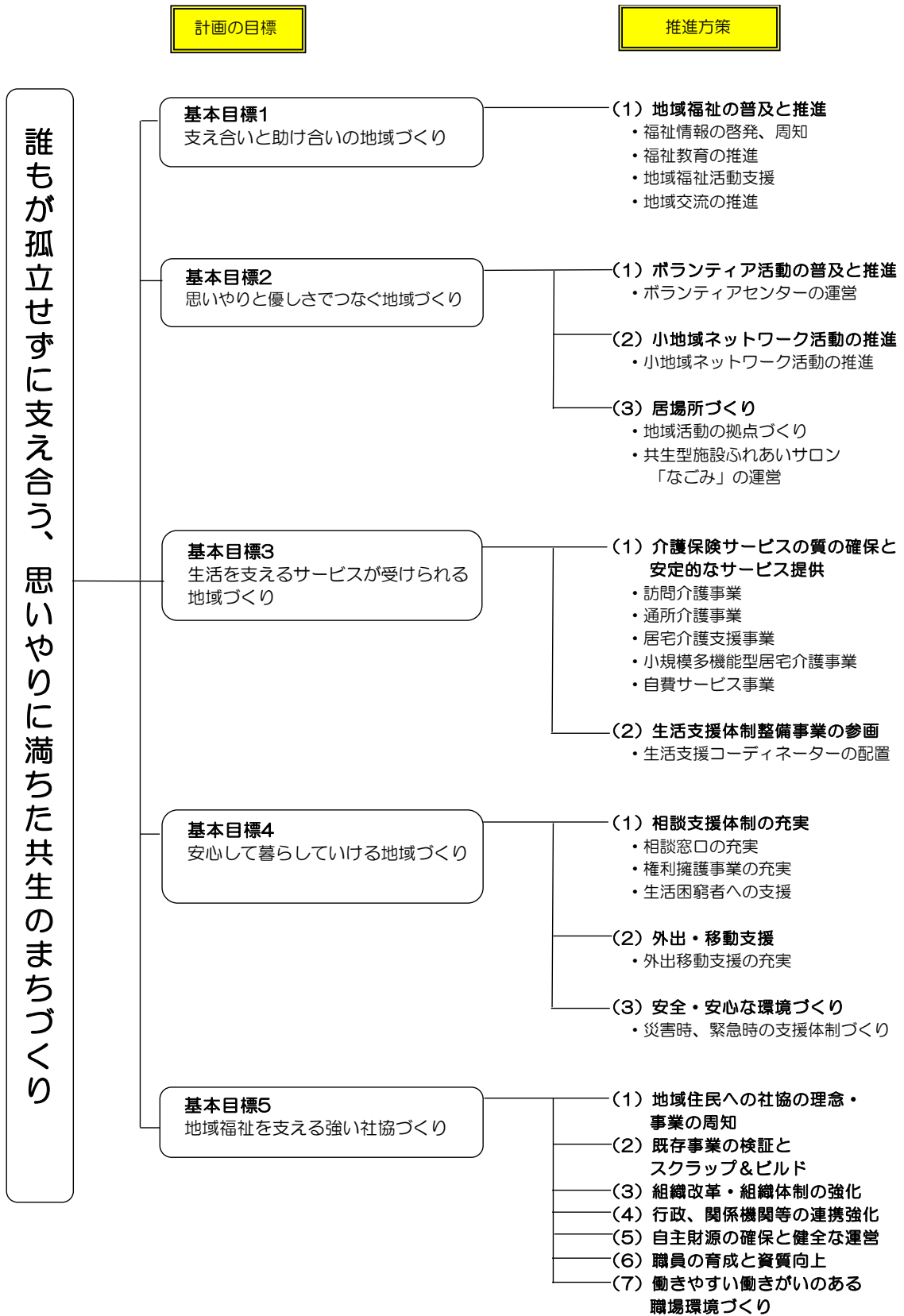
基本目標 4 安心して暮らしていける地域づくり

町民が安心して相談できるよう相談支援機能の充実を図り、権利擁護の観点からも適切な支援を実践します。災害時、緊急時に対応できるように支援体制を整備します。安全で安心して暮らせる環境づくりを目指します。

基本目標 5 地域福祉を支える強い社協づくり

地域福祉を推進する社協は健全な運営と職員の資質向上を図るとともに、地域住民の必要と求めに応じて柔軟に対応し、信頼される社協づくりを目指します。

3 計画の体系図



第3章 実践計画の具体的な取り組み

1 基本目標 1

支え合いと助け合いの地域づくり

町民一人ひとりが支え合い、助け合うためには地域福祉を理解し実践するためには福祉に関する啓発活動とその福祉意識の醸成に努めます。また、人と人とのつながりづくりを実践していきます。

(1) 地域福祉の普及と推進

① 福祉情報の啓発・周知

広報誌、SNS 等を通じて、地域福祉に関する広報活動を行い、福祉情報の啓発・周知に努めます。

【具体的な事業】

- ・毎月 1 回、「めむろ社協だより」の発行
- ・ホームページ、フェイスブック、ツイッターの随時更新

② 福祉教育の推進

福祉への関心を高め、共生の心を育みます。

【具体的な事業】

- ・福祉（ボランティア）体験学習会及び福祉出前講座の開催
*ボランティアセンター事業と連動
- ・助成金事業（学童・生徒のボランティア活動普及事業）

③ 地域福祉活動支援

町内における地域福祉活動等に対し、活動支援を行います。

【具体的な事業】

- ・地域福祉活動助成事業
- ・地域福祉基金助成事業
- ・物品貸出し事業

④ 地域交流の推進

人と人とのつながりを深め、子どもから高齢者あるいは障がい者の方まで、多くの人が集い、交流する機会を創出します。

【具体的な事業】

- ・ふれあい交流会事業
- ・ふれあい交流まつり事業
- ・老人クラブ交歓会事業
- ・ふれあい雪中運動会事業
- ・多世代交流サロン

2 基本目標 2

思いやりと優しさでつなぐ地域づくり

地域福祉を推進するための担い手としてボランティアの育成や活動の拠点づくり、小地域ネットワーク活動の充実を図ります。

(1) ボランティア活動の普及と推進

①ボランティアセンターの運営

地域福祉の担い手として育成し、地域で有機的に活動できるように支援します。

【具体的な事業】

- ・普及、啓発事業
- ・介護予防ポイント事業
- ・相談、登録斡旋事業
- ・育成事業

(2) 小地域ネットワーク活動の推進

身近な隣近所での助け合いなどができるネットワークづくりを進めるとともに、地域で支援できる人材の発掘・育成に努め、支援体制の構築を図ります。

【具体的な事業】

- ・小地域ネットワーク活動の推進

(3) 居場所づくり

地域活動の活性化を図るため、情報交換や交流ができる活動拠点として、または気軽に住民同士が交流できる集いの場の提供に努めます。

【具体的な事業】

- ・共生型施設ふれあいサロン「なごみ」の運営
- ・めむろ西地区ふれあいの居場所構想の実現化

3 基本目標 3

生活を支えるサービスが受けられる地域づくり

介護保険サービスの質の確保と安定的なサービス提供を行い、また生活支援体制整備事業を受託し、生活支援コーディネーターを配置し、新しい支え合いの仕組みづくりを実践します。

(1) 介護保険サービスの質の確保と安定的なサービス提供

【介護保険事業】

①訪問介護事業（障害者居宅介護事業含む）

利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む

ことができるよう、入浴、排泄、食事の介助その他の生活全般にわたる援助を行います。

②通所介護事業（日中一時支援事業含む）

利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るための機能訓練及び生活の質の確保を重視した在宅生活が継続できるように支援を行います。また、利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

③居宅介護支援事業（介護予防支援事業・要介護認定訪問調査事業含む）

要介護状態または要支援状態になった利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性や環境等を踏まえて、利用者の選択に基づき、多様な社会資源から適切な保健・医療・福祉サービスが総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行います。

④小規模多機能型居宅介護事業

利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適当にサービスを提供します。

【介護保険外事業】

①自費サービス事業

介護を必要とする高齢者等で、介護保険・障がい福祉サービス対象外のサービスを希望される方に対してサービスを提供します。

(2) 生活支援体制整備事業の参画

地域ごとの高齢者の生活上の不便や生きがいを把握し、社会資源の開発、社会資源のネットワークづくり、社会資源と高齢者のマッチングを行います。

①生活支援コーディネーターの配置

地域のネットワーク構築を推進し、新しい支え合いと助け合いの仕組みづくりに努めます。

4 基本目標 4

安心して暮らしていける地域づくり

町民が安心して相談できるよう相談支援機能の充実を図り、権利擁護の観点からも適切な支援を実践します。災害時、緊急時に対応できるように支援体制を整備します。安全で安心して暮らしていける環境づくりを目指します。

(1) 相談支援体制の充実

心配ごと相談や福祉サービスなどの各種相談窓口の周知と町民が相談しやすい環境づくりを図ります。

①相談窓口の充実

町民の日常生活における心配ごととの相談に応じ、適切な助言や関係機関等への橋渡しを行います。

【具体的な事業】

- ・心配ごと相談事業

②権利擁護事業の充実

判断能力に十分でない方や不安を抱える方を対象に権利や利益を擁護するために支援を行います。また、広く町民に権利擁護に関する制度の周知をします。

【具体的な事業】

- ・成年後見支援センター
- ・日常生活自立支援事業

③生活困窮者への支援

経済的に支援を必要とする方へ資金の貸付けを行い、自立助長を促します。

【具体的な事業】

- ・生活福祉資金貸付事業
- ・生活応援資金貸付事業
- ・無銭旅行者援護事業
- ・歳末見舞金配分事業

(2) 外出・移動支援の充実

介護を必要とする高齢者や障がい者等を対象に外出・移動の確保をします。

【具体的な事業】

- ・福祉有償運送事業
- ・移動支援事業

(3) 安全・安心の環境づくり

安全で安心して暮らしていける環境づくりと災害時・緊急時の支援体制づくりを目指します。

【具体的な事業】

- ・除雪サービス事業
- ・有無縁仏供養法要事業
- ・紙おむつ等購入助成事業
- ・シルバーカー購入事業

5 基本目標 5

地域福祉を支える強い社協づくり

地域福祉を推進する社協は健全な運営と職員の資質向上を図るとともに、地域住民の必要と求めに応じて柔軟に対応し、信頼される社協づくりを目指します。

- (1) 地域住民への社協の理念・事業の周知
社協をより身近に感じていただくために周知の徹底と、より一層の理解と協力を
していただけるよう取り組みます。
- (2) 既存事業の検証とスクラップ&ビルド
地域の実情に応じた事業展開を行うために、事業のスクラップ&ビルドを行いま
す。
- (3) 組織改革・組織体制の強化
限られた人員のなかで、効率的かつ柔軟に対応できるように強化を図ります。
横断的な管理組織の確立で、各セクションの連携、チェック体制の強化を図りま
す。
- (4) 行政、関係機関等の連携強化
行政、関係機関等と地域課題の共有化を図り、連携強化に努めます。
- (5) 自主財源の確保と健全な運営
社協の独自財源である社協会費、寄付金、共同募金配分金と介護保険事業収入並
びに公費の確保に努め、健全な運営を行います。
- (6) 職員の育成と資質向上
研修会の実施や参加による人材育成を行い、資質向上を図ります。
- (7) 働きやすい働きがいのある職場環境づくり
働きやすさ確保のための環境整備をし、魅力ある職場づくりを図ります。



資料編

資料編 1

第4期芽室町地域福祉計画からの第5期地域福祉実践計画(芽室町社会福祉協議会)連携事項等 ～ 施策の推進に向けた取り組み ～

住民の支え合いによる地域福祉社会の推進 … 計画目標 I

基本目標 1 地域住民活動のさらなる推進

地域福祉 住民同士のつながり・住民と地域に存在する多様な主体
《地域社会の福祉課題の解決に取り組む》

多様な主体 行政や福祉事業者、専門機関、町内会、老人クラブ、ボランティア団体、子育て支援団体、NPO 法人など様々な団体・活動
「自分の暮らす地域をよくする活動」「安心して暮らせる地域を創る活動」

基本施策(1) 地域活動の推進と地域力の向上

地域力

「町民が地域で抱える生活課題に対して共同で解決していく力」

「地域の潜在力」

「町民と町が互いに役割を尊重し、協力して課題解決を図る力」

○ボランティア活動の推進

人と人とのきずなを生み出す活動

「自らの自由意志によって人や社会に向けられる非営利の公益的活動」

生きがいづくり、社会参加の場、自己実現の場

『人を助けるだけでなく、自身の暮らしや心の豊かさを向上させる活動』

○老人クラブ活動の推進

芽室町老人クラブ連合会 23単位の老親クラブが加盟

『地域を基盤とする高齢者の自主的な活動』

仲間づくりを通じた生きがいと健康づくりに取り組む

地域で支え合う基盤づくり

『知識や経験を生かし、地域を豊かにする社会活動』

○高齢期の地域貢献活動の推進

『第7期芽室町高齢者保健福祉計画』では、「高齢者が、自分のため、仲間のため、地域の誰かのために、社会貢献や参加意欲を持ちながら活動できる環境づくりが求められている

・社会参加グループみつ葉会・ふれあい交流館・体力増進施設ひまわりⅡ

・めむろシニアワークセンター・寺子屋めむろ

高齢期の地域貢献活動の推奨

基本施策（2）活動意識を高める仕組みづくり

○介護予防ポイント推進事業

高齢者が生きがいを持ち、自らが積極的にボランティアや趣味活動に参加しながら、地域社会で自立した生活ができるよう、「介護予防ポイント推進事業」を継続し、高齢者がボランティアなどの地域活動の担い手として活躍できるように、生きがい対策や社会参加を積極的に支持します

○イベントを通じた相互理解の促進

お互いの多様性を認め合う「地域共生社会」を目指し、ノーマルゼーション理念を浸透させていく啓発活動を推進してゆく

「ふれあい交流まつり」「ふれあい雪中運動会」など、「地域で暮らす全ての人が交流できるイベントとして、相互理解の促進と心のバリアフリー化を目指し、併せて、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを皆で創造していくことを確認する機会」として開催する

○共生型施設ふれあいサロン「なごみ」の活用促進 ～平成24年4月開設 従来の福祉施設が「障がい者向け」、「高齢者向け」など支援の対象者を限定しがちであるのに対して、共生型施設は地域に住むさまざまな人が自由に集うことができ、集う人同士の多世代交流やふれあう関係づくりが自然なかたちで進む、「ふれあいの居場所」とも呼ばれる施設

基本目標2 地域力を高めるネットワークの推進

基本施策（1）地域資源をつなぐネットワークの推進

コーディネート

地域活動を社会資源と捉え、地域のさまざまな資源を共有化するネットワークづくり

○ボランティアセンターによるネットワーク

共生型施設ふれあいサロン「なごみ」

いつでも・どこでも・誰でも参加できる「町民皆ボランティア」を目指して活動します

『介護予防ポイント推進事業』

ボランティア派遣調整機能

○生活支援コーディネーターによるネットワーク

高齢者の社会参加を一体的に推進することを目的に生活支援体制整備事業を実施しています

地域に密着した活動を実施している社会福祉協議会などに生活支援コーディネーターを配置し、地域ごとの高齢者の生活上の不便や生きがいを把握し、社会資源の開発、社会資源のネットワークづくり、社会資源と高齢者のマッチングを行っています

必要な福祉サービスが適切なタイミングで利用できる体制の整備

… 計画目標Ⅱ

基本目標 1 身近な地域で保健・医療・福祉の相談ができる体制の整備
相談支援機能の充実で、必要な福祉サービスが適切なタイミングで利用できる体制を整備する

- 基本施策（１）相談支援体制の充実
- 基本施策（２）相談支援機関の周知
- 基本施策（３）相談支援機関の連携
- 基本施策（４）訪問による相談の推進

基本目標 2 地域で必要な福祉サービスが受けられる体制の確立
多種多様な福祉ニーズを受け止め、整備し、サービスにつなげる相談機能が、ニーズを充足することができる「サービス未利用の要支援者」となり、適切な福祉サービスを受けられる仕組みづくり

- 基本施策（１）福祉サービス基盤の整備と、共生型福祉サービスの展開
 - 福祉人材確保対策事業の推進
 - 福祉人材育成講座を実施し、介護職員や生活援助従事者資格の取得を支援します
- 基本施策（２）福祉ニーズを適切に把握できる体制の推進

基本目標 3 福祉サービス利用者の権利擁護
認知症高齢者や知的・精神障がいのある方など、判断能力が十分でないサービスの必要とする人が、適切なサービスを安心して受け続けられるための権利擁護体制の整備

- 基本施策（１）サービスの選択・手続きなどに支援を要する方への支援
 - 自己決定の尊重と更なる長寿社会の進行をふまえ、よりポピュラーな制度として、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用を推進します
 - 成年後見制度の普及・啓発と町長による申し立ての運用
 - 日常生活自立支援事業の活用推進
 - 芽室町社会福祉協議会を窓口とし、北海道社会福祉協議会と利用者との契約によりサービスの提供を受け、相談、申請書の作成など福祉サービスの利用の支援や、日常的な金銭管理支援が提供されます
 - 判断能力の段階に応じた権利擁護施策の活用
 - 「日常生活自立支援事業」を権利擁護的支援の入り口として、最小限の支援により生活の安定を図り、判断能力の低下が進む段階に合わせて、成年後見制度（法定後見制度）の活用に切り替えていく

- 権利擁護支援に従事する人材等の育成
成年後見制度の利用促進と併せて、市民後見人養成研修を行い、市民後見人の育成に取り組む

地域で安全・安心に生活できる環境の整備 … 計画目標Ⅲ

基本目標1 地域で安全・安心に暮らせる環境の整備

すべての町民が、建築物のバリアフリー化や歩道の整備などハード面の環境整備はもちろんのこと、防災・防犯対策などの人的支援を中心とする、安心感を伴う安全対策が重要

- 基本施策（1）災害時要配慮者の支援
- 基本施策（2）消費者被害の未然防止
- 基本施策（3）子どもの権利と安全対策

基本目標2 地域で安全・安心して快適に暮らせる環境の整備

住居環境が暮らしやすいもの 食生活が安定していること
買い物や通院など外出時の移動手段が確保されていること
福祉制度や社会資源を有効に活用する、個別化する福祉ニーズに応え、必要なサービスを調整・開発していく

- 基本施策（1）住環境の改善支援
 - 介護保険制度による住宅改修支援
 - 身体障がい者への住宅改修支援
- 基本施策（2）交通弱者の生活交通の確保
 - 福祉有償運送による介護付き移送の推進
- 基本施策（3）一人暮らし高齢者などへの支援
 - 高齢者食事サービス
 - ・ふれあい交流会
一人暮らし高齢者を対象に、ボランティアが調理した昼食を一緒に食べ、親睦を深めるサービス
 - ・除雪サービスの実施
除雪が困難な一人暮らしの高齢者や身体障がい者などを対象に、自宅玄関から公道までの除雪サービスを提供する

基本目標3 地域における見守りネットワークの構築

誰もが安心して暮らしていくためには、

- ①日ごろ身の回りで起こる問題はまずは個人や家庭の努力で解決（自助）し、
- ②個人や家庭内で解決できない問題は隣近所の力（互助）、また、町内会やボランティア、NPO や事業者など組織的な支援の力（共助）で解決し、
- ③地域の力だけでは解決できない問題は行政の力（公助）で解決するといった、重層的な取組・体制が必要となります。

- 基本施策（１）自分で自分を守る取り組み　～自助の推進
- 基本施策（２）住民相互の支え合い、温かな見守り　～互助・共助の推進
- 基本施策（３）行政による情報集約と安否確認　～公助の推進

資料編2

第5期芽室町地域福祉実践計画 事業一覧

基本目標	推進方策	実践項目（事業）	年度計画					
			1	2	3	4		
目標 1	地域福祉の普及と推進	福祉情報の啓発・周知	めむろ社協だよりの発行					
支え合いと助け合いの地域づくり			SNSによる情報発信					
		福祉教育の推進	福祉体験及び福祉出前講座の開催					
			助成金事業					
		地域福祉活動支援	地域福祉活動助成事業					
			地域福祉基金助成事業					
			物品貸出し事業					
		地域交流の推進	ふれあい交流会事業					
			ふれあい交流まつり事業					
			老人クラブ交歓会事業					
	ふれあい雪中運動会事業							
多世代交流サロン事業								
目標 2	ボランティアの普及と推進	ボランティアセンターの運営	ボランティア普及・啓発事業					
思いやりと優しさでつながる地域づくり			相談・登録斡旋事業					
	ボランティア育成事業							
	介護予防ポイント事業							
	小地域ネットワーク活動の推進	小地域ネットワーク活動の推進						
	居場所づくり	居場所づくり	共生型施設ふれあいサロン「なごみ」の運営					
			めむろ西地区ふれあいの居場所構想の実現化					
	目標 3	介護保険サービスの提供	介護保険サービスの質の確保と安定的なサービス提供	訪問介護事業（障害者居宅介護事業）				
	生活を支えるサービスが受けられる地域づくり			通所介護事業（日中一時支援事業）				
				居宅介護支援事業（介護予防支援事業・要介護認定訪問調査事業）				
小規模多機能型居宅介護事業								
自費サービス事業								
生活支援体制整備事業の参画				生活支援コーディネーターの配置				

基本目標	推進方策		実践項目（事業）	年度計画（令和）				
				元	2	3	4	
目標 4	安心して暮らしていける地域づくり	相談窓口の充実	心配ごと相談事業					
		権利擁護事業の充実	成年後見支援センター事業					
			日常生活支援事業					
		生活困窮者への支援	生活福祉資金貸付事業					
			生活応援資金貸付事業					
			無銭旅行者援護事業					
			歳末見舞金配分事業					
		の外出・移動支援	外出・移動支援の充実	福祉有償運送事業				
				移送支援事業				
		境安心・安全の環	安全・安心の環境づくり	除雪サービス事業				
				紙おむつ等購入助成事業				
				シルバーカー購入事業				
有無縁仏供養法要事業								
目標 5	地域福祉を支える強い社協づくり	地域福祉を支える強い社協づくり	地域住民への社協の理念・事業の周知					
		地域福祉を支える強い社協づくり	既存事業の検証とスクラップ&ビルド					
		地域福祉を支える強い社協づくり	組織改革・組織体制の強化					
		地域福祉を支える強い社協づくり	行政、関係機関等の連携強化					
		地域福祉を支える強い社協づくり	自主財源の確保と健全な運営					
		地域福祉を支える強い社協づくり	職員の育成と資質向上					
		地域福祉を支える強い社協づくり	働きやすい働きがいのある職場環境づくり					

資料編 3

第4期地域福祉実践計画評価結果表

評価内容	得点
非常に評価できる	5
かなり評価できる	4
普通に評価できる	3
少し評価できる	2
ほとんど評価できない	1

基本目標 1	支えあいと助けあいの地域づくり
--------	-----------------

事業・評価項目	得点	平均点	
(1) 小地域福祉活動の推進			
①たすけあいチームへの助成	4	23 2.9	
②たすけあいチーム設置説明会の開催	3		
③たすけあいチームの普及活動	3		
④たすけあいチーム意見交換会の開催	2		
⑤市街地町内会連合会活動研究大会への出席	3		
⑥福祉担当者との懇談会を実施	3		
⑦他市町村社会福祉協議会との交流	3		
⑧地区ごとの福祉活動の拠点づくり	2		
(2) 福祉に関する意識調査（ニーズの発掘）			
①住民意識アンケートの実施	2	5 2.5	
②福祉担当者との懇談会で調査	3		
(3) サロン事業の展開			
①ふれあい交流会の実施	13 3.3	3.3	
1) アンケートの実施			4
2) 話し合いの場の創設			4
3) 会員登録の呼びかけ			3
4) 高校生との共同企画の実施			2
(4) ノーマライゼーション理念普及啓発事業			
①ふれあい交流まつり	4	8 4.0	
②ふれあい雪中運動会	4		
(5) 災害時要援護者支援体制の整備			
①芽室町地域防災計画との連動	4	12 3.0	
②災害時対応マニュアルの作成	3		
③災害ボランティアセンターの立ち上げ準備	3		
④町内会自主防災組織への助成	3		
⑤広域防災協定締結に向けた取り組み	2		
総合評価	20項目	61 2.0	

基本目標2	思いやりと優しさでつなぐ地域づくり
-------	-------------------

(1) 芽室町ボランティアセンターの運営強化			
①ボランティア活動の啓発強化			
1) 「めむろ社協だより」での情報提供	4		
2) ホームページでの情報提供	3		
3) 「ボランティアセンターだより」発行	4		
4) “ボランティアの手引き”作成・配布	2		
②企業などに対する社会貢献活動の啓発	2	39	3.5
③個人や団体の登録推進（活動の支援）	4		
④ボランティアへの活動支援	4		
⑤ボランティア入門講座などの開催	4		
⑥ふまねっと運動教室・講習会の実施	4		
⑦「教えて先生！」の充実化	4		
⑧福祉体験学習への協力	4		
(2) 介護予防ポイント推進事業			
①介護予防ポイント推進事業の実施	4	4	4.0
(3) 共生型事業の展開			
①世代間交流事業の推進	3	18	3.0
②収益事業の実施	2		
③ワークキャンプの開催			
④出張販売など場所の提供	3		
⑤めむろ町民活動支援センターとの連携	3		
⑥パンフレットの作成と配布	3		
⑦開館日や開館時間などの見直し	4		
(4) 「ふれあいの居場所ゾーン」の拡充			
①「みらい」「ふたば」「なごみ」の連携	3	3	3.0
(5) 貸出事業の拡大			
①貸出事業の統一化	4	4	4.0
(6) 全町老人クラブ交歓会			
①全町老人クラブ交歓会の開催	4	4	4.0
(7) 福祉関係団体に対する運営協力			
①芽室町共同募金委員会事務局の運営	4	22	3.7
②芽室町老人クラブ連合会事務局の運営	4		
③あおぞら芽室会（母子会）事務局の運営	4		
④福祉関係団体などへの支援（助成の見直し）	4		
⑤子育てに関する団体などを支援	2		
⑥その他、福祉関係団体などへの事務的支援	4		
総合評価	27項目	94	3.4

基本目標3	生活を支えるサービスが受けられる地域づくり
-------	-----------------------

(1) 介護保険サービスの拡充			
①訪問介護事業の推進		18	3.6
1) 職員の技術力アップ	4		
2) 安心して利用できるサービス体制づくり	4		
3) 積極的な実習生の受け入れ	3		
4) 訪問支援会議の実施	4		
5) 各種協議会などへの出席	3		
②通所介護事業の推進		38	3.8
1) 常勤会議や通所支援会議の実施	4		
2) ケアカンファレンスの実施	4		
3) 各担当グループ会議の実施	4		
4) 利用者のニーズ調査	3		
5) 提供時間の統一（見直し）	3		
6) 潜在的な利用者確保	4		
7) パンフレットの作成	4		
8) 積極的なボランティアの導入	4		
9) 年間行事計画の作成	4		
10) 慰問活動の積極的な受け入れ	4		
③居宅介護支援事業の推進		29	3.2
1) ニーズの把握と適正な保険運用			
◆保険者との連携	4		
◆関係機関などへの情報提供・共有	3		
◆介護情報発信	3		
2) ひとり暮らし高齢者世帯の見守り強化	3		
3) 高齢者虐待、権利擁護に関する連携	3		
4) アンケートや聞き取り調査の実施	2		
5) 事業経営体制の強化			
◆ケアプラン作成目標契約数の達成	5		
◆月例ミーティングなどの実施	4		
◆職員体制の見直しと待遇の改善	2		
④小規模多機能型居宅介護事業の推進		41	3.7
1) 常勤会議、支援会議、給食会議の実施	4		
2) 運営推進会議の開催	4		
3) 誕生会や外出行事などの実施	4		
4) 慰問活動の積極的な受け入れ	4		
5) 「みらい」児童との交流	3		
6) 各種イベントの開催（地域に開放）	3		
7) 利用者の体力維持・向上	4		
8) 地域活動（イベント）への参加	4		

	9) 実習生の積極的な受け入れ	4		
	10) AED講習会や避難訓練の実施	3		
	11) 「ふたばだより」などの発行	4		
	⑤第三者評価の実施と公表	3	21	3.5
	⑥パンフレットの作成と配布	4		
	⑦サービス自己評価の実施と結果の公表	3		
	⑧リスクマネジメントの構築	3		
	⑨内部研修の実施	4		
	⑩オンブズパーソン制度の導入			
	⑪業務マニュアルの作成	4		
(2) 自費サービスの実施				
	①自費サービスの実施	3	3	3.0
(3) 認知症高齢者や家族への支援体制整備				
	①日常生活自立支援事業	4	4	4.0
(4) 地域密着型サービスの導入検討				
	①地域密着型サービスの導入検討	2	2	2.0
総合評価		44項目	156	3.5

基本目標4	安心して暮らしていける地域づくり		
-------	------------------	--	--

(1) 在宅福祉除雪サービスの拡充				
①在宅福祉除雪サービスの拡充	4	4	4.0	
(2) 高齢者・障がい者の移動手段拡充				
①福祉有償運送（移動）サービスの拡充	4	8	4.0	
②移動支援事業の実施	4			
(3) 生活困窮者などへの経済的支援				
①生活応急資金貸付事業の実施	4	12	4.0	
②生活福祉資金貸付事業の実施	4			
③歳末見舞金配分事業の促進	4			
(4) 紙おむつ・シルバーカー購入助成				
①助成金額の見直し	4	4	4.0	
(5) 心配ごと相談の開設				
①相談員合同研修会（懇談会）の実施	3	6	3.0	
②周知方法の検討	3			
(6) 総合的な相談体制の整備				
①芽室町民生委員児童委員との連携強化	4	12	4.0	
②苦情解決に向けた取り組み	4			
③介護に関する相談体制	4			
④係ごとの電話番号取得				
(7) 芽室消費者協会や芽室町防犯協会などとの連携				
①芽室消費者協会などとの連携	3	3	3.0	
総合評価		13項目	49	3.8

基本目標5	地域福祉を支える強い社協づくり
-------	-----------------

(1) 住民理解の促進				
①パンフレットの作成と配布	2	19	3.2	
②実践計画ダイジェスト版の作成	3			
③「めむろ社協だより」の充実化	4			
④ホームページのPR強化と充実化	3			
⑤イメージキャラクターの導入	4			
⑥芽室町社会福祉大会の開催	3			
(2) 介護保険事業の中長期的計画の策定				
①中長期的計画の策定	3	3	3.0	
(3) 「地域福祉実践計画」の評価と見直し				
①評価委員会の設置と実施	1	4	1.3	
②職員による評価と見直し	2			
③策定委員会の設置準備	1			
(4) 職員人事考課制度の導入				
①職員人事考課制度の導入	1	1	1.0	
(5) 組織強化				
①理事会・評議員会の機能強化		16	2.7	
1) 内部研修の実施	1			
2) 一般公開への取り組み	2			
3) 外部研修会などへの参加	4			
②部会などの実施	3			
③福利厚生制度の導入	3			
④係間の連携（意見交換会などの実施）	3			
(6) 自主財源の安定的な確保				
①会員会費制度の充実と加入率向上	2	14	2.8	
②賛助会員（企業・事業所など）の募集	2			
③正会員の会費額の見直し	2			
④会費使途の明確化	4			
⑤積極的な共同募金活動の展開	4			
(7) 行政とのパートナーシップの強化				
①第3期芽室町地域福祉計画との連動・協働	4	8	4.0	
②芽室町長・厚生常任委員との懇談会の開催	4			
(8) 職員の資質向上				
①内部研修の定期的な実施	4	12	4.0	
②専門職の養成と確保	4			
③資格取得手当の充実化	4			
(9) 活動拠点（事務所）の確保				
①サテライト的運用		0	0.0	
総 合 評 価		27事業	77	2.9